

申 入 書

2005 (平成17) 年6月24日

法務大臣 南野知恵子殿  
難民審査参与員各位  
法務省入国管理局長 三浦正晴殿  
法務省入国管理局審判課長 田村明殿  
法務省入国管理局総務課長 榊原一夫殿  
法務省入国管理局総務課難民認定室長 大島重史殿

全国難民弁護団連絡会議  
連絡先)

〒100-0016 台東区台東 1-10-6 サワビル 3F  
いずみ橋法律事務所

Tel.03-3832-4521 : Fax03-3832-4523  
弁護士 渡 辺 彰 悟



当会議は、2005年6月14日の申入れに続いて、当会議からの申入れについてさらに具体的にご検討をいただくために、下記の内容をお送りします。

記

ここでの申入れの対象者は、基本的に①現在異議申出段階にあって難民調査官によるインタビューを経ていないもの、そして②今後一次手続において難民不認定の処分を受けた者です。

① について

この①の対象者は既に一次の難民不認定処分を受けております

① の対象者の今後の手続において以下のとおりの要望を致します。

(1) 証拠の開示について

- ・ 当該申請者に対する一次手続における供述調書
- ・ 一次手続において参照した出身国情報等の一般情報
- ・ 難民参与員に対して手渡す当該申請者に関する資料の一式

以上の3点は最低限必要であり、開示に何らの問題もないものと思料します。

(2) 不認定理由の詳細化

不認定理由については、今後さらに判決書同様に詳細なものとすることが求められておりますが、①の対象者は既に不認定理由書が手渡されておりますので、この不認定理由について個別的な説明を求める機会を設けていただきたく存じます。

② について

(1) 証拠の開示について

上記①に同じ

(2) 不認定理由の詳細化

②の対象者に対しては今後不認定理由が作成されるものであり、難民性判断の要件に従い、個別具体的な事情についての事実認定とともに、要件を充足しないとした根拠を事実即して明確化すること、基本的には判決書きと同様のものを求めます。

③ 既に難民調査官のインタビューも受けて結果待ちの者

これらのものについては個別の申請者の対応に委ねたいと存じます。